

## 任意継続被保険者の再就職時の手続きについて

日本電気健康保険組合任意継続担当

再就職先から被保険者証（保険証）の交付を受けたら脱退の手続きを開始してください。重複加入となりますので、任意継続は資格喪失の申請をして脱退する必要があります。任意継続加入時に同様の説明資料と「資格喪失申請書」をお渡ししています。

次の【3点セット】にてお手続きをお願いいたします。

- 1、「任意継続被保険者資格喪失申請書」を作成（ご捺印をお忘れなく）
- 2、再就職先から交付された被保険者証の表面のコピー1部（確証となります）
- 3、ご家族様分を含む任意継続被保険者証（保険証）を返却

※紛失の場合は、紛失届を提出

※住所など変更の場合は、「氏名・住所・振込口座変更届」を提出

※NEC けんぽHPの【各種届出用紙一覧】より必要書類を取出せます。

<http://www.neckenpo.or.jp/>

各種届出用紙一覧

### 6. 退職するとき

#### 6-3. 任意継続被保険者が就職・死亡したとき

健康保険任意継続被保険者資格喪失申請書

[書類(PDF)] ボタンの順にクリック

(送付先) 〒150-0031  
東京都渋谷区桜丘町29番11号  
日本電気健康保険組合 任意継続担当宛

### ◎被保険者証（保険証）の使用について

再就職先に健康保険資格取得日（加入日）を確認してください。

任意継続の被保険者証（保険証）は、資格取得日（加入日）以降は使用できません。

### ◎新しい被保険者証（保険証）の入手前に受診が必要な方

再就職先に「健康保険資格証明書（仮の保険証）」を依頼しこちらで受診してください。

### ◎保険料納付と返金について

①月払いの方で、再就職先の健康保険の資格取得日が11日以降となる場合はその月の保険料を一旦納付してください（後日、過払い分保険料は返金いたします）。

②全期・半期の前納の方で、過払い分保険料のある方には後日返金いたします。

③同月加入脱退の場合

例えば、6月15日退職で任意継続に加入直後、6月25日に再就職（健保資格取得）の場合1ヵ月分の任意継続保険料が必要となります。

※保険料は月単位で日割はありません。

以上